

「譜録」 佐々木七兵衛佐良の翻刻と紹介

和田 秀 作

萩藩「譜録」は、十八世紀中期～十九世紀中期に萩藩が一門以下細工人・利徳雇に至るまでの家臣に提出を命じた家譜で、内容は、系図、代々当主の略歴、所蔵文書の写等で構成される。^①「譜録」に先行して享保期に編纂さ

佐々木七兵衛家は「閥閥録」を提出していないので、ここに含まれる系図、代々当主の略歴、所蔵文書の写は、当然のことながら「閥閥録」からは得られない情報を含んでいる。

れた「閥閥録」と比べると、「譜録」には、①より多くの家臣に提出を命じ、「閥閥録」を提出済の家の場合、②より詳細な系図・略歴を記載、③「閥閥録」に採録していない文書を収録、といった特色が見うけられる。^②

さて、ここには、佐々木七兵衛家に伝来した貞治三年（一三六四）から享保八年（一七三三）までの文書の写一五点が収められている。

今回紹介する史料もそういったものの一つで、明和二年（一七六五）に扶持方成の佐々木七兵衛佐良家（以下、佐々木七兵衛家と表記）から提出された「譜録」である。^③

A 足利將軍から与えられた判物

一号文書

B 大内氏から与えられた主に給地に関する判物

〔譜録〕 佐々木七兵衛佐良の翻刻と紹介（和田）

「譜録」佐々木七兵衛佐良の翻刻と紹介（和田）

二〇九号文書

C 毛利輝元から与えられた判物

一〇号文書

D 近世萩藩士として与えられた判物・奉書

一一〜一五号文書

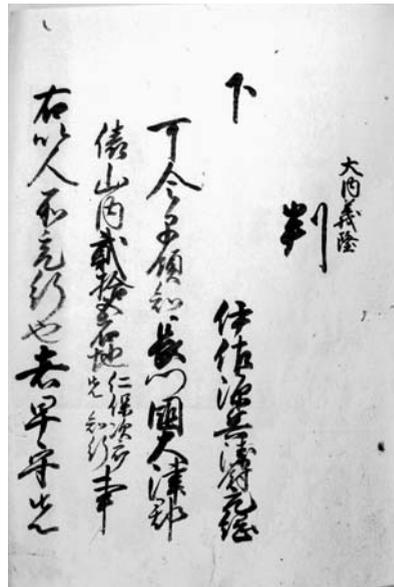
右の分類からは、佐々木七兵衛家が室町〜戦国期に將軍家の御家人から大内氏の家臣、さらに毛利氏家臣となり、近世は、萩藩士へ転身したことがうかがえる。

以下、この佐々木家について若干説明を加えておきたい。

佐々木家の本姓は宇田源氏で、「綱」を通字とすることから明らかのように、近江佐々木氏の祖・佐々木定綱の末裔である。すなわち、長門国守護にも任じられた佐々木定綱の七男行綱が、長門国美祢郡伊佐別府において二ヶ所の名を領し、その子孫が在名によって伊佐氏を称したという⁴。

伊佐氏は、鎌倉期は幕府御家人にして伊佐別府地頭で

一一二



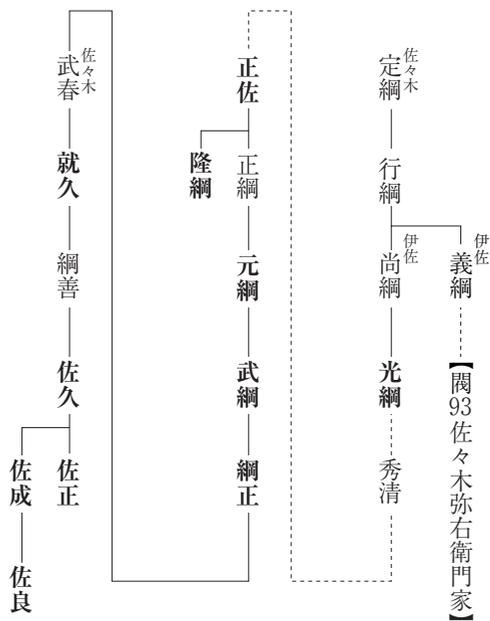
五号文書（冒頭部分）

あり、南北朝期は長門国守護厚東氏の配下にあつたが、厚東氏没落後は大内氏に属した。室町・戦国期は、大内氏のもとで、本領伊佐別府のほか、長門国豊東郡内日郷、同国阿武郡玉井郷、同国大津郡俵山、周防国玖珂郡楊井庄、豊前国規矩郡石田郷、同国京都郡読師田、同国築城郡日奈古村、同国下毛郡囮世牛丸・同郡延末、筑前国三等郡麦野村などを知行していた。大内氏滅亡後は毛利氏

に臣従し、萩藩士となつてからは苗字を佐々木に復した。

〔佐々木七兵衛家略系図〕

(太字は本史料に名前が見える人物、破線は関係が不明)



〔譜録〕 佐々木七兵衛佐良の翻刻と紹介 (和田)

伊佐氏の嫡流は、室町期に本領である伊佐を離れて上洛し將軍家の直臣となつたというが、佐々木七兵衛家は伊佐に残り、代々「掃部助」を官途とした。惣領家との具体的な血縁関係は不明ながら、本領を相伝していることから、この「掃部助」系統の伊佐氏(佐々木七兵衛家)が伊佐に残つた一族の主流となつたと思われる⁵⁾。また「掃部助」を名乗る伊佐氏としては、十五世紀前半に伊佐秀清の活動が知られ、彼は佐々木七兵衛家の直接の先祖に当たると考えられる。

なお、この「譜録」佐々木七兵衛佐良は、既に『美祿市史』などで部分的に利用されている。しかし、研究者の利便を考え、あえて全文書を翻刻した⁷⁾。

註

- (1) 山崎一郎「萩藩元文譜録と永田瀬兵衛」(山口県文書館研究紀要)三六号、二〇〇九年。
- (2) 広田暢久「長州藩歴史編纂事業史(其の五)」(山口県

文書館研究紀要』一三号、一九八六年）。

(3) 請求番号は、毛利家文庫二三譜録さ30（「複写資料」譜録17）。

(4) 『美祢市史』（美祢市、一九八二年）。以下、伊佐氏に関する記述は特に断らない限り、『美祢市史』による。なお、これ以外に、伊佐氏に関する主な論考としては、御園生翁甫『大内氏史研究』（山口県地方史学会・大内氏史刊行会、一九五九年）、土屋貞夫『伊佐氏について』（『みねぶんか』創刊号、一九六六年）などがある。

(5) 伊佐氏の伝来文書としては、「兵部丞」を名乗る家の文書が知られる（『山田家文書』へ『大分県史料』一〇、『山口県史』史料編中世4）。この家も、大内氏滅亡後に毛利氏から伊佐において知行を安堵されているが、「掃部助」家（佐々木七兵衛家）との関係は不明である。また、「関関録」巻九三佐々木弥右衛門家（「譜録」さ25佐々木弥右衛門行盛家）は、伊佐氏の祖である行綱の長男義綱の末裔である。ただし、伊佐氏としての活動に関わる文書は、一点を伝えるのみである。

(6) 「興隆寺文書」一三七号（『山口県史』史料編中世3、三二四頁）。「到津文書補遺」二九号（『大分県史料』三〇、八一頁・八三頁・八八頁）ほか。

(7) 管見の限り、文書そのものを翻刻した刊行物はない。また、大内氏の基本領国であった防長両国に本拠をもった家臣の家文書の伝来状況は恵まれていない。このような状況に鑑みると、全体の半分を占める大内氏家臣としての活動を伝える文書の翻刻には意義がある。

凡例

- 一 字体は、常用漢字や人名用漢字は新字体にあらためた。それ以外の漢字（いわゆる表外漢字）や一部の変体仮名には、原文の字体を残したものもある。
- 一 校訂者の加えた註のうち、校訂註には（ ）、説明註には（ ）を用いた。

「譜録」佐々木七兵衛佐良

一 足利義詮御判御教書写

豊前国柳城凶徒退治事、去年十二月十三日合戦之時、自身被疵之由、大内介弘世所注申也、尤以神妙、弥可抽感^(戰)功之状如件、

貞治三年二月十七日

判 尊氏（足利義詮の誤り）

佐々木彦六郎殿^(元綱)

二 大内義興袖判下文写

大内義興判

下 伊佐千代菊^(元綱)

可令早領知長門国美祢郡伊佐別府四拾石地・豊東郡内日郷四拾石地・阿武郡玉井郷六石地・豊前国規矩郡石田郷拾石地・京都郡読師田拾町参段地・築城郡日奈古村参町地・下毛郡囮世牛丸拾五町地・同郡延末参町地・

「譜録」佐々木七兵衛佐良の翻刻と紹介（和田）

筑前国三笠郡麦野村九町地等事、

右、件地事、叔父彦七名代之時、依課役不勤之儀雖押置、

為祖父掃部助正佐忠節之賞、所令還補也者、早守先例可

全領知之状如件、

大永八年五月廿八日

三 大内義隆官途吹拳状写

右兵衛尉所望事、可令拳申京都之状如件、

享祿二年二月十六日 大内義隆判

伊佐源太郎殿^(元綱之)

四 大内義隆袖判下文写

大内義隆判

下 伊佐源兵衛尉元綱

可令早領知周防国玖珂郡楊井庄内式拾石地^{秋穂五郎跡}・長門国美祢郡伊佐別府内山本名家正名五石地^{通九郎左衛門跡}

等事、

右、以人所充行也者、早守先例可全領知之状如件、

享祿三年三月廿九日

七 大内義隆袖判下文写

大内義隆
判

下

伊佐越中守元綱

可令早領知長門国美祢郡伊佐別府肆拾石・豊東郡内日

郷内拾五石・阿武郡玉井郷内六石地等事、

右、以件人所宛行也者、早守先例可全領知之状如件、

天文十六年卯月廿一日

五 大内義隆袖判下文写

大内義隆
判

下

伊佐源兵衛尉元綱

可令早領知長門国天津郡俵山内貳拾五石地仁保次郎
先知行事、

右、以人所充行也者、早守先例可全領知之状如件、

享祿四年十月四日

八 大内晴英（義長）袖判繼目安堵状写

大内義長
判

（伊佐）元綱所帶事、任去大永八年五月廿八日（大内義興）凌雲寺殿・享祿三

年三月廿九日・同四年十月四日（大内義隆）龍福寺殿証判等之旨、領

掌不可有相違之状如件、

天文廿一年八月十二日

六 大内義隆袖判繼目安堵状写

大内義隆
判

伊佐彦七隆綱所帶事、任去月廿六日隆綱和与之状之旨、

伊佐千代若相統領掌不可有相違之状如件、

天文五年六月二日

九 大内晴英（義長）袖判繼目安堵状写

陶晴賢（大内晴英の誤り）
判

父元綱一跡、長門国美祢郡伊佐別府肆拾石足・同所山本名家正名五石足・同国阿武郡玉井郷六石足・同国大津郡俵山式拾五石足・同国豊東郡内日拾五石足・豊前国規矩郡石田郷拾石足等事、任代々証判并去天文六年正月八日讓状等之旨、伊佐掃部助武綱相統領掌不可有相違之状如件、

天文廿二年後正月十八日

一〇 毛利輝元官途書出写

任 掃部助

天正拾年卯月廿八日 輝元 御判

伊佐源太郎殿
（綱正）

一一 毛利秀就假名・一字書出写

任 十太夫

就

「譜録」佐々木七兵衛佐良の翻刻と紹介（和田）

寛永十年正月十一日

秀就公
御判

佐々木七兵衛殿
（就久）

一二 毛利氏加判衆連署奉書写

佐々木七兵衛病死二付、跡職之事相伺候処、御恩無相違
（佐久）

実子半四郎江相続可被仰付旨候条、此段可被仰渡候、
（佐々木佐成）

恐々謹言、

元禄七戌

十一月十一日

国司与三兵衛

広直印判

毛利市正

就直印判

福原隠岐殿
（広俊）

一三 毛利氏加判衆連署奉書写

佐々木半四郎病死二付、跡目之事相伺候処、御恩無相違実
（佐成）

子三四郎江可被立遣旨候之条、此段可被申渡候、恐々謹言、
（佐々木佐良）

元禄十七

二月廿三日

国 式部

広充 印判

完 （突 以下同）

丹波

就宗 印判

佐世主殿殿 （広長）

一五 毛利氏加判衆連署奉書写

佐々木三四郎幼年之内、佐々木九郎右衛門を代役ニ被召

仕候、然処三四郎壯年罷成候故、本役譲与之事相伺候処、

如願被仰付之、三四郎可被召仕旨候条、此段可被申渡候、

恐々謹言、

享保八

七月八日

山 縫殿

広通 印判

完 美濃

広恒 印判

一四 毛利氏加判衆連署奉書写

佐々木三四郎事、幼少付而、御役年ニ罷成候迄、彼者父

方之伯父佐々木九郎右衛門与申者、代役被召仕被下候様

二与御断之趣、相伺候之処、如願被遂御分別候之条、此

段可被申渡候、恐々謹言、

宝永元

八月廿九日

国 式部

広充 印判

益 越中

就賢 印判

毛 蔵主

就直 印判

完 丹波

就宗 印判

佐世主殿殿 （広長）

浦 図書殿 （元敏）